

令和7年度 第5回沖縄地方最低賃金審議会 議事録

- 1 開催日時 令和7年9月11日(木) 9:30~10:10
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
公益代表委員 4名(上江洲純子、金城智誉、城間貞、西村オリエ 敬称略)
労働者代表委員 2名(石川修治、知花優 敬称略)
使用者代表委員 5名(新垣朝雄、喜友名朝弘、田端一雄、津波古透、比嘉華奈江 敬称略)
事務局 5名(柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員)
- 4 議題等
 - (1) 沖縄地方最低賃金審議会の意見(沖縄県最低賃金の改正決定について)に対する異議の申出について
 - (2) その他
- 5 配付資料
 - (1) 最低賃金法(抜粋)
 - (2) 沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写)
申出人 一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長 大嶺 健太郎
(令和7年9月1日付け)
 - (3) 沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写)
申出人 沖縄県労働組合総連合議長 穴井 輝明(令和7年9月10日付け)
 - (4) 沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)
 - (5) 沖縄県最低賃金の改正決定について(答申)(写)

第5回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

崎原賃金室長

皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、これより令和7年度第5回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、朝早くからご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、各委員の出欠状況ですが、公益代表の岩橋委員と労働者代表の喜納委員、照喜名委員、野原委員は所用のため欠席でございます。

よって、出席者は、公益委員が4名、労働者側委員が2名、使用者側委員が5名となりまして、本審議会は審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、これからの議事の進行を上江洲会長にお願いしたいと思います。

上江洲会長

皆様、おはようございます。

先ほど事務局からもありましたけれども、朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

これから第5回の沖縄地方最低賃金審議会を開催したいと思います。

まず、議事録署名人をお願いしたいと思います。

労働者側委員は知花委員、使用者側委員は比嘉委員、よろしくお願いいいたします。

（両委員、了解）

上江洲会長

それでは、本日の次第の1ですけれども、8月26日に当審議会で沖縄県最低賃金の改正決定について答申した内容に関しまして異議の申出がございました。

この異議に関する審議ということにもなっております。

異議申出の経過につきましては、事務局のほうから説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

8月26日に沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県最低賃金の改正決定について答申がなされたことによりまして、最低賃金法第11条第1項に基づき、答申日の8月26日から9月10日まで意見の申出に係る公示を行いました。

当該公示期間中、9月1日には一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長の大嶺健太郎氏から、また、昨日10日には沖縄県労働組合総連合議長の穴井輝明氏から異議申出書を受理したところです。

最低賃金法第11条第3項に基づき、労働局長は異議の申出があった場合には、審議会に意見を求めなければならないこととなっておりますので、本日の審議会において諮問させていただくこととなります。

以上です。

上江洲会長

ありがとうございます。

それでは、柴田労働局長から異議申出書に関する諮問をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(柴田労働局長、上江洲会長席後方へ移動)

(柴田労働局長が諮問文を読み上げ、上江洲会長へ手交)

上江洲会長

ただいま柴田局長から諮問をいただきました。

早速異議申出に係る検討をこれから行いたいと思います。

まずは提出されました異議申出書の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

異議申出書については、資料のほうの3ページと5ページに添付しております。

委員の皆様には事前にお知らせしておりますので、内容のほうは確認していることと思っておりますけれども、私のほうから改めて説明させていただきます。

まず、3ページの沖縄ビルメンテナンス協会会長、大嶺健太郎氏からの申立てについてですが、申立ての趣旨としましては、「最低賃金改定の効力日を令和8年3月31日にすること。その理由としましては、答申から効力日まで3か月程度で改定が行われると、賃金改定による原価上昇分を価格転嫁する顧客との価格改定折衝期間があまりに短く、さらに契約期間途中での金額増額交渉は従来から困難を極め、国、地方自治体を含め、増額改定はほとんど行われていない。その結果、企業経営を圧迫し、企業の存亡に関わる事態も生じているとのこと。

2つ目が、最低賃金改定は単に最低賃金に抵触する使用人だけの賃金改定に止まらず、使用人全体の賃金体系の見直しを行わなければならない。最賃上昇分と社会保険等累進課税増額分、年次有給休暇消化賃金上昇分及び交代職員、賃金上昇分等を賄う原資の捻出が必要となる。効力日までに半年程度の猶予準備期間が望ましい。

よって、効力日を翌年3月31日に変更することを求める」と申し立てしております。

続きまして、沖縄県労働組合総連合議長、穴井輝明氏からの申立てについてですが、5ページになります。

第1段落目のほうを要約しますと、「今年度の沖縄県最低賃金に関する改正決定について、中央最低賃金審議会が示した目安64円に7円を上乗せすると答申は異議あるものと受け止めていますと。

記の1から5について読み上げますが、1、答申された時間額1,023円のままで最低賃金を決定することについては、賃金の低い沖縄県民の生活実態から不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金

制などを展望し、沖縄の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。

2つ目、「2025年12月1日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い発効」のために、地域別最低賃金決定後直ちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施してください。

3つ目、景気の好循環をもたらす最賃引上げに当たって、中小企業が求めている消費税や社会保険料の減免、公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所の支援策の具体化は急務の問題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

4つ目、多くの県民の賃金を議論、決定する専門部会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。最低賃金決定の納得感の高い合意を形成するため、非公開審議とせず、公労使三者がそろった場での議論を積極的に行い、県民の前で堂々と審議することで審議会の透明性を高めるべきです。

5つ目、審議会で議論に際し使用する資料について、経営状況、物価指数の資料は充実していますが、労働者の生活実態が反映された資料がありません。全労連が全国で行っている最低生計費資産調査を資料に採用してください。愛知県では資料として採用されています。全国との格差が大きい沖縄でこそ県民の生活実態が数字として把握できる資料は不可欠です。

おわりに、下から3行目のところですが、今年はいろいろ異例が続いています。異例な再審議をしていただくことを、最低賃金を決めることができる皆さんが決断していただくことを切に望みます」と締めくくっております。

以上が異議申出書の内容となります。

上江洲会長

ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから異議申出書の概要について説明がございました。

こちらについては既に事前にそれぞれの委員に配付もされておりますので、確認いただいているものと思いますけれども、先ほどの説明を受けて、まず、沖縄県ビルメンテナンス協会会長からの申出書につきましては、最低賃金改定の効力日を令和8年3月31日にすること、現在、指定発効日として令和7年12月1日としているところですが、その変更を求める内容となっております。

そして、2件目の県労連の議長からの申出書につきましては、内容としては1から5がございました。

まず1については、ふさわしい額へのさらなる引上げを求めて、地域間格差の是正を図っていただきたいという要望です。

そして、2点目が、発効日につきまして、従来の法定発効を望むということです。

3点目は、各支援策をさらに強化・充実させてほしいというご要望です。

そして、4点目が、これは審議会の透明性に関するご要望と承りました。

5点目が、資料の採用について、これは全労連の作成した資料を採用してほしいというご要望だと思います。

そのうち3から5に関して、特に3につきましては、今般付帯決議のほうでも審議会として意見を付したのになっております。

引き続き審議会としても事務局を通して要望をしていきたいというふうに思っているところです。

そして、4点目、5点目に関しては、今後の審議に関してのご要望として、しっかり受け止めたいと思います。

ですので、異議の審議に係りましては、先ほど最初のビルメンテナンス協会からは指定発効日をさらに後ろに変更していただきたいということ。

そして、県労連のほうからは、さらなる額の引上げと、発効日に関しては法定発効日での発効と、そういうご意見をいただいたと、これが異議の趣旨であるというふうに認識をしております。

今整理をさせていただきました。

ですので、県労連のほうの1から5のうちの3から5に関しては引き続きのご要望として受け止めたいと思いますので、1点目、2点目に関するものを中心にご意見を頂戴できればと思います。

今2つの異議申出書が出ております。

労使、それから公からでも、どこからでも構いませんので、この申出書に関するご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

(田端委員挙手)

上江洲会長

田端委員。

田端委員

使用者側委員から今回出た2つの異議申出についての考え方を述べさせていただきます。

まず、ビルメンテナンス協会からの異議申立ての趣旨については、これまで使側の委員が最賃の審議の中で主張してきた内容でございます。

答申日以降の状況の変化もあり、審議を尽くしてない状況であるのではないかというふうに考えていますので、この異議申立ての内容について再審議することを求めるものであります。

理由として2つございます。

まず1点目、ビルメンテナンス業界は、今回の過去最大となった最低賃金引上げの大きな影響を受ける業界であります。申立ての理由で記載しております、その企業の存亡に関わる事態がどの程度なのか、また、この引上げの原資の捻出等にどれだけの準備期間が必要なのかなど、71円の引上げが及ぼす影響等について詳細に確認する必要があるというのが1点目でございます。

2点目ですけれども、今回の最低賃金の審議において、使側は最終的に1月1日を提示させていただきました。

ただ、その1月1日については、法律で定める周知期間としては長過ぎるという公益委員からの指摘がございました。

結果的にその審議の大詰めにおいて、公益委員が12月1日を提示して、その案に労側も同意して12月1日を指定発効日として決定しているいきさつがございます。

ただ、今回のビルメンテナンス協会からの異議申立書の受付に当たって、当初はその発効日が年度をまたぐ4月1日となっていました。

それで年度をまたぐことについて厚生労働省に照会した結果は、年度における改定発効を前提に審議をしているものであり、最賃の発効日の期限は法令上、特に規定はありませんというふうな回答でございました。

その結果、効力日を令和8年4月1日にするということと最初出したのですが、その効力日を令和8年3月31日にするのと申立書に差し替えがなされたところでもあります。

これは地域別最低賃金の発効日の設定は、いわゆるその周知期間に制約されるものではなく、年度内であれば指定発効日とすることが可能であるとの厚生労働省の公式の見解が示されたものであることを意味するものと理解をしております。

なので、この公式見解を基に発効日の設定について再審議をする必要があるというふうに考えております。

現に他県では6県が1月1日以降の指定発効日となっておりまして、秋田県においては令和8年3月31日の発効日となっていることを踏まえる必要もあるというふうに思っています。

これがビルメンテナンス協会からの異議申立てに關しての使側の考え方です。

2つ目として、沖縄県労働組合総連合会の異議申出書についての使側の考え方を述べさせていただきます。

この異議申出書の趣旨については、これまで使側の委員が主張してきた内容と相反するものでありまして、2つの理由でこの異議申出の内容について再審議する必要性を認めないということでもあります。

まず1点目ですが、時間額1,023円を不服とし、生計維持にふさわしい額に引き上げるとの異議申立てになっておりますけれども、この申出は過去最大となった71円の引上げ額であるにもかかわらず、いわゆる最賃審議の3要素の一つであります通常の事業の支払い能力を何ら考慮しない申出となっているのではないかと考えております。

これ以上の引上げを行うことは、使側委員としては適当でないと考えことから、さらなる引上げを前提とした再審議を行う必要はないというふうに考えております。

それから、2点目、発効日についてであります。先ほど申し上げたように、最賃引上げのための十分な準備期間を確保するための再考をするということは必要と考えておりますけれども、過去最大の引上げ幅であるにもかかわらず、従前のような発効日の設定を行うことは混乱を来すだけであるというふうに考えております。

このため、発効日の時期を早めるための再審議を行う必要はないというふうに考えております。

先ほど会長からもありましたけれども、3から5については、この答申の件の要旨にない項目ですので、それについてのコメントは差し控えさせていただきます。

使側の委員の考え方は以上になります。

上江洲会長

ありがとうございます。

それでは、労側の意見、お願いいたします。

知花委員

このまず、ビルメンテナンスの異議申立てにつきましては、我々労働者側としてはこの最賃の持つ意義は、働いている皆さんの生活を支えていくと。

御存じのように、物価高が止まらない状況の中において、労働者の生活を維持していく上では最賃、これを上げて、県内で働いている労働者の生活をしっかり維持していく。

そうしていかなければ経済が回らないというのが我々の考え方でありますので、安に延ばせばいいということではなく、本来であれば法定発効日でやっていただきたいという気持ちはありますが、あくまで労連さんの意見にもあるところですが、我々としても企業の支払い能力を考慮した上で、当初は11月1日が限度だという主張をしてきましたが、過去最大の71円という上げ幅に対して、使用者側の経営をやっている方々についてもかなり厳しい状況に置かれるだろうということも考慮した上で12月1日としておりますので、3月31日というのは到底考えられません。

3月31日ということは、来年の春闘が始まっていまして、もう既にその時点で妥結されている組合も幾つかあるということは、最賃の効力が1年以上遅れてしまうという形になりますので、そういう申出については受けるつもりはないということです。

労連さんのさらなる引上げにつきましては、この間11回の専門部会の中でも審議を重ねてきました。

当初104円という申入をした上で、しっかりとこの内容を詰めていった結果として71円ということで今年の審議を終えたというところでありますので、ここのところをご理解いただきながら、今後またしっかりとやっていくと。

沖縄県がまた全国最下位になったということに関しては大変申し訳ないと思っておりますが、今後の伸び方をしっかりと見ていきながら、我々働く者たちの生活と使用者、中小企業で経営している皆さんが一緒に上がっていくと。

沖縄の経済を支えているのは働いている、生活している皆さんですので、負担を一方に押しつけることなく、全体として、使用者側も大変だと思いますが、そこで生活している労働者は日々の生活で困っている、大変な思いをしているということもありまして、早期に発効していただきたいという思いはあります。

残念ながら12月1日という議論に達したのも、公労使の間で納得したと僕は思っておりますので、それについては変更することはないと考えております。

以上です。

上江洲会長

ほかの委員の方々、今ここで意見を述べておきたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(特になし)

上江洲会長

よろしいですか。

公益はよろしいでしょうか。

(特になし)

上江洲会長

ただいま労使双方から意見を頂戴いたしました。

特に今回初ですけれども、指定発効日を答申として出させていただきます。

使用者からは、今、異議申出書を受けて、この点に関する再審議をというご要望が出ているところではありますけれども、先ほど労側からもございましたが、今回公益見解を出させていただいて、12月1日ということを提示させていただいたということ、それから、付帯決議の中でもこの点に関しては最終的にはなかなか意見が一致しなかったところもございますし、指定発効日の在り方に関しては、地方ではなかなか議論が難しいということも付帯決議の中に盛り込ませていただいております。

ですので、発効日の点も公労使で今回できる限りのことは審議を尽くしたのではないかなというふうには考えているところではございます。

この発効日の件、公益としての意見も申し上げておきたいと思います。

ただ、今、使用者側委員から、最初のビルメンテナンス協会から出されております発効日を3月31日とすることについて、再審議のご要望が出ておりますが、そして、採決を採っていただきたいというご要望もございました。

この点についてそれぞれご意見いただきたいのですが、使用者側が採決を求めているという状況でございますが、採決を採る形でよろしいですか。

労側いかがでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

公益、よろしいですか。

(異議なし)

上江洲会長

ここで今すぐ採決とさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

では、まず意見が分かれておりますところにつきまして、最初のビルメンテナンス協会から提示されました指定発効日について、3月31日とするということについての再審議が求められています。

その再審議の必要性の有無について採決をさせていただきます。

この点につきまして、再審議を行う必要があることについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(5名挙手)

上江洲会長

ありがとうございます。

では、この点に関して再審議を行う必要があるということについては反対であるという方は挙手をお願いいたします。

(5名挙手)

上江洲会長

ありがとうございます。

それでは、採決を今、急遽させていただきましたけれども、この点に関して、指定発効日の点を再審議するということについては、再審議の必要性なしという結論に達したということによろしいでしょうか。

田端委員

すみません、開票数では今5対5です。

上江洲会長

すみません、同票ですね。

同票となった場合につきまして、事務局に確認させていただきます。

(事務局へ確認)

上江洲会長

大変申し訳ございません。

労側の欠席があるということと、公側の欠席があることを失念しておりました。

2者が揃ったと勘違いをしてしまいました。

申し訳ございません。

ただいま採決によりまして再審議を行う必要があることについて、5人の賛成票が入っております。

そして、再審議を行う必要性がないということについて意思表示をした方が5名となっております。

同票になった場合につきましては、最低賃金審議会令の第5条第3項の規定によります。

規定を読み上げさせていただきます。

審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるとなっております。

最終的に私に委ねられた形となっております。

そして、改めて私が会長として意見を述べさせていただきますと、指定発効日の点に関しては、今回かなり難航したということもございます。

そして、公益見解として12月1日というのを示させていただきました。

この点について、この先の議論につきましては付帯決議にも公労使三者で意見をしたところでもございます。

ですので、私自身は今回この点に関する再審議の必要性はないという決断をさせていただきたいと思っております。

労使の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

ありがとうございます。

それでは、発効日に関する採決についてご意見があったものにつきまして、今、決を採らせていただきました。

併せて、もう一つ県労連からの異議申出書に関してですけれども、こちらに関しては、労使双方それぞれ審議については必要性がないというご意見であったかと思っております。それでよろしいでしょうか。

労使それぞれよろしいでしょうか。

公益もよろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

ただ、先ほど3から5についてはご要望としてしっかり承らせていただきますということを申し上げましたので、この点についてはご了承いただければと思います。

それでは、採決も終了いたしましたので、2件の申出書に対する当審議会の意見としては、採決も含めまして8月26日の答申内容のとおり決定することが妥当であり、再審議を行う必要はないとの結論を持って労働局長に答申することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

では、ここから答申文案を事務局に準備していただきたいと思っております。

しばらくお待ちいただければと思います。

(事務局、答申文(案)作成、配付)

上江洲会長

ただいま文案が配付されているかと思えます。

この内容を今一度ご確認をいただいて、この内容でよいか、最終確認をさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

では、事務局は答申文の写しの配付をお願いいたします。

(柴田労働局長、上江洲会長席後方へ移動)

上江洲会長

それでは、答申に入らせていただきます。

沖縄労働局長、柴田栄二郎殿。

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和7年9月11日貴職から令和7年8月26日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長及び沖縄県労働組合総連合議長からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

令和7年8月26日付け答申どおり決定することが適当である。

(上江洲会長から柴田労働局長へ答申文が手交される)

(柴田労働局長、自席に戻る)

上江洲会長

ただいま答申を行いました。

事務局のほうから今後の予定についてまずは説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

本審議会の答申をもちまして、今年度の沖縄県最低賃金の改正手続は本日から行うこととなります。

答申日が8月26日ですので、官報公示は9月24日を見込んでおります。

その後、発効日は12月1日の指定発効となります。

上江洲会長

ありがとうございます。

それでは、次第の2は「その他」となっておりますけれども、事務局からは何かございますか。

崎原賃金室長

沖縄労働局では、現在、沖縄総合事務局、沖縄県、沖縄振興開発金融公庫とともに、中小企業・小規模事業者の支援対策を取りまとめた沖縄県版支援パッケージの更新作業を行っているところでございます。

更新作業が終了しましたら、沖縄県版支援パッケージを公表しまして、引き続き各団体等に広く周知する予定としております。

上江洲会長

ありがとうございます。

それでは、最後に、柴田労働局長からご挨拶を頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

柴田労働局長

私から一言お礼を申し上げます。

本日は、沖縄県最低賃金の改正決定に関しまして、8月26日に行われました審議会本審の答申結果に変更はないとの結論をいただきました。

本答申を最大限尊重いたしまして、答申どおりの改正額として、本日より公示の手続を進めさせていただきます。

これにより、沖縄県最低賃金は12月1日より1,023円になります。

今後は改正された最低賃金について、県民にしっかり周知、広報を図るとともに、答申の附帯決議につきましても、沖縄県や沖縄総合事務局をはじめまして、関係行政機関へ協力要請を行うこととしてございます。

上江洲会長、金城会長代理をはじめ、委員の皆様方には慎重かつ真摯にご議論をいただきましたことを感謝申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

上江洲会長

柴田労働局長、ありがとうございました。

本日の審議会にて予定されていた議事は全て終了となります。

今回、委員の皆さん、とりわけ専門部会の委員となられた皆さんは、長期間にわたって審議が続きまして、今回は、全国的にもそうではございましたが、改定の額、そして発効日の点について様々な議論がご

ございました。その都度真摯にご議論くださいます、会長として、それから、専門部会の部会長としてもお礼を申し上げます。

委員の皆様、大変ありがとうございました。

これにて審議会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。